

令和2年度

定期監査報告書

かほく市監査委員

目 次

第 1 監査の趣旨	1
第 2 監査のテーマ	1
第 3 監査の目的	1
第 4 監査の種類	1
第 5 監査の対象及び方法	2
第 6 監査の実施場所及び日程	2
第 7 監査の評価項目（着眼点）	2
第 8 監査の実施内容	3
1 施設使用料の減免申請と納付方法について	3
(1) 監査対象部課	3
(2) 調査の対象	3
(3) 監査対象の概要	4
2 物品購入及び保管管理について	14
(1) 調査対象部課	14
(2) 調査の対象	14
(3) 調査対象の概要	14
3 土地・建物の賃貸借契約及び料金の算定方法について	17
(1) 調査対象部課	17
(2) 調査の対象	17
(3) 地方自治法における普通財産と行政財産の定義等	17
(4) 事務手続	18
(5) 貸付の状況	19
(6) 借受けの状況	26
第 9 監査の結果	29
第 10 まとめ	31

第1 監査の趣旨

地方自治法第2条第14項から第16項の規定に基づき、行政事務が適正に執行され、かつ組織及び運営の合理化に努め、その目的を達成しているかどうかについて、かほく市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して監査を実施した。

第2 監査のテーマ

- 1 施設使用料の減免申請と納付方法について
- 2 物品購入及び保管管理について
- 3 土地・建物の賃貸借契約及び料金の算定方法について

第3 監査の目的

- 1 施設使用料の減免申請と納付方法について
条例において、使用料の徴収及び減免について規定している公の施設等のうち、市が直接管理している施設を対象（指定管理施設は除く。）に監査を実施し、事務の適正な執行に資することを目的とする。
- 2 物品購入及び保管管理について
消耗品は一単位当たりの金額は少額であっても、使用数量は多く、関係する事務の効率化、コスト意識の徹底等を図ることにより、経費の節減効果が期待できることから監査を実施し、事務の適正な執行に資することを目的とする。
- 3 土地・建物の賃貸借契約及び料金の算定方法について
財産の貸付け及び借受けについて、その事務手続が適正に行われているか、また、経済性の観点から、有効な利活用に向けた検討が行われているかなど、貸付け及び借受けの実態について監査を実施することにより、貸付け及び借受けに係る事務の適正な執行に資することを目的とする。

第4 監査の種類

- 1 施設使用料の減免申請と納付方法について
地方自治法第199条第1項の規定による監査（財務監査）
- 2 物品購入及び保管管理について
地方自治法第199条第1項の規定による監査（財務監査）
- 3 土地・建物の賃貸借契約及び料金の算定方法について
地方自治法第199条第2項の規定による監査（行政監査）

第5 監査の対象及び方法

1 施設使用料の減免申請と納付方法について

各部局より令和元年度及び令和2年度10月末現在の施設使用料の徴収及び減免事務について、所定の調書の提出を求め、調書に基づく事前調査を実施し、その結果を受けて本監査で担当課長等から着眼点について聴取した。

2 物品購入及び保管管理について

各部局より消耗品の購入及び保管状況について、所定の調書の提出を求め、調書に基づく事前調査を実施し、その結果を受けて本監査で担当課長等から着眼点について聴取した。

3 土地・建物の賃貸借契約及び料金の算定方法について

各部局で貸付、借受の賃貸借契約を結んでいる土地・建物を監査の対象とし、所定の調書の提出を求め、調書に基づく事前調査を実施し、その結果を受けて本監査で担当課長等から着眼点について聴取した。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

かほく市庁舎及び監査対象現地

2 日程

事前調査（資料作成を含む） 令和2年 9月28日(月)～10月16日(金)

本調査 令和2年10月26日(月)～11月13日(金)

第7 監査の評価項目（着眼点）

1 施設使用料の減免申請と納付方法について

- (1) 調定額の算定内容は適正か。また、調定期及び手続は適時適正に行われているか。
- (2) 使用料の減免に関する条例、規則等（以下「例規等という。」は整備されているか。
- (3) 減免、延納又は後納等の理由及び手続きは適正か。

2 物品購入及び保管管理について

- (1) 物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。（特に年度末において当面必要としない物品の購入、変質のおそれのある物品の一時多量購入等はないか。）
- (2) 物品の現在高は帳簿残高と一致しているか。遊休物品、死蔵物品等はないか。
また、管理替え等による有効利用への配慮がなされているか。帳簿外物品はないか。

3 土地・建物の賃貸借契約及び料金の算定方法について

- (1) 契約方法、金額の算定等の事務手続が適正に行われているか。
- (2) 経済性の観点から、有償・無償の妥当性や購入・売却処分等に係る検討は行われているか。

第8 監査の実施内容

1 施設使用料の減免申請と納付方法について

全課を対象に施設使用料の減免と納付方法について事前調査及び調書の提出を求めた。調査の結果、18課中7課を監査対象とした。

(1) 監査対象部課

部	課(室)	対象施設
総務部	高松サービスセンター	高松産業文化センター
	七塚サービスセンター	七塚健康福祉センター
健康福祉部	健康福祉課	宇ノ気保健福祉センター
	長寿介護課	高松老人福祉センター
		宇ノ気老人福祉センター
産業建設部	産業振興課	横山駅前駐車場
		高松駅前駐車場
		宇野気駅西口駐車場
		宇野気駅西曙パーク駐車場
		七窪駐車場
教育部	生涯学習課	宇ノ気生涯学習センター
		七塚生涯学習センター
		石川県西田幾多郎記念哲学館
		うみっこらんど七塚
	スポーツ文化課	高松小学校 (屋内運動場・屋外運動場)
		大海小学校 (屋内運動場・屋外運動場)
		七塚小学校 (屋内運動場・屋外運動場)
		外日角小学校 (屋内運動場・屋外運動場)
		宇ノ気小学校 (屋内運動場・屋外運動場)
		金津小学校 (屋内運動場・屋外運動場)
		高松中学校 (屋内運動場・屋外運動場)
		河北台中学校 (講堂・屋内運動場・屋外運動場)
		宇ノ気中学校 (屋外運動場)
		宇ノ気スポーツセンター (体育室)

(2) 調査の対象

各施設を利用する際には申請を行い、使用料の減額又は免除を受けようとする者が使用料減免申請書の手続きを行っているか。また、使用料を徴収する場合の納付方法が条例及び施行規則にそって行われているかを調査した。

なお、市が直接管理しているものを対象とし、指定管理者が管理している施設は対象から除いた。

ア 減免の件数及び減免額について

令和元年度の監査対象施設の減免の件数及び減免額の状況は、次の表のとおりである。

利用 総数	有償 件数	減免 件数	減免		収入額	減免額
			免 除	減 額		
9,954 件	2,094 件	7,860 件	7,857 件	3 件	8,969,360 円	18,500,470 円

令和元年度は、監査対象施設の全体で7,860件の減免がされており、そのうち使用料の免除が7,857件、減額が3件であった。使用料の減免額は18,500,470円であった。

イ 減免基準の整備状況について

監査対象の24施設のうち、減免実績がある施設は18施設、減免実績なしは6施設であった。いずれの施設でも、規定された条例により減免基準が定められていた。

公の施設 24 施設	減免実績あり 18 施設	減免基準あり	18 施設
		減免基準なし	0 施設
	減免実績なし 6 施設	減免基準あり	6 施設
		減免基準なし	0 施設

(3) 監査対象の概要

監査を実施した 24 施設に係る使用料の概要及び免除の状況等は、次のとおりである。

ア 高松産業文化センター

(ア) 使用料の概要

高松産業文化センターは、産業経済の振興を図り、潤いある生活文化を築くことを目的に設置された施設である。

施設内の大ホール、中ホール、研修室、会議室、視聴覚室、教養文化室（和室）及び調理実習室について 1 時間当たりの使用料の単価を定め、使用について許可をした者から使用料を徴収している。

令和元年度における施設の使用総数は 1,404 件であった。

(イ) 減免の状況

かほく市産業文化センター条例第 11 条の規定に基づき使用料を減額することができると定められている。主な免除事由は、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者が利用するとき。又は、市長が特に必要があると認めるときである。

令和元年度における減免の状況は、次の表のとおりである。減免の件数は 1,249 件（利用総数の 88.9%）、減免額は 4,922,770 円であった。

高松産業文化センター

施設の 利用総数	有償件数	減免件数		使用料の 収入額	減免額	
		免 除	減 額			
1,404 件	155 件	1,249 件	1,249 件	0 件	917,570 円	4,922,770 円

(ウ) 施設使用料の納付方法の状況

利用後に納付が難しい場合は納付書による後納としている。従来は納期限を 1 ヶ月としていたが、財務規則上では納期限を 10 日以内とする規定があり、現在は訂正していると報告があった。

イ 七塚健康福祉センター

(ア) 使用料の概要

七塚健康福祉センターは、市民の生活の維持向上及びその福祉を図ることを目的に設置された施設である。

施設内の娯楽室、集会室、多目的ホールについて 1 時間当たりの使用料の単価を定め、使用について許可をした者から使用料を徴収している。

令和元年度における施設の利用総件数は 363 件であった。

(イ) 減免の状況

かほく市健康福祉センター条例第 10 条の規定に基づき使用料を減額することができるものと定められている。主な免除事由は、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者が利用するとき。又は、市長が特に必要があると認めるときである。

令和元年度における減免の状況は、次の表のとおりである。減免の件数は 342 件（利用総数の 94.2%）、減免額は 1,706,650 円であった。

七塚健康福祉センター

施設の 利用件数	有償件数	減免件数		使用料の 収入額	減免額	
		免 除	減 額			
363 件	21 件	342 件	342 件	0 件	138,200 円	1,706,650 円

(ウ) 施設使用料の納付方法の状況

七塚健康福祉センターでは、利用者の事務負担の軽減のため、納付書による使用料の後納としている。（根拠：かほく市健康福祉センター条例第 11 条）

納付書の納期限は 10 日以内としている。

ウ 宇ノ気保健福祉センター

(ア) 使用料の概要

宇ノ気保健福祉センターは、市民の健康の増進及び福祉の充実を図ることを目的に設置された施設である。

施設内の会議室、指導室、検診ホール兼研修室、栄養実習室について 1 時間当たりの使用料及び全日の使用料の単価を定め、使用について許可をした者から使用料を徴収している。

令和元年度における施設の利用総件数は 29 件であった。

(イ) 減免の状況

かほく市保健福祉センター条例第 11 条の規定に基づき使用料の使用料を減額することができるものと定められている。主な免除事由は、市長が特に必要があると認めるときである。

令和元年度における減免の状況は、次の表のとおりである。減免の件数は 23 件（利用総数の 79.3%）、減免額は 133,140 円であった。

宇ノ気保健福祉センター

施設の 利用件数	有償件数	減免件数		使用料の 収入額	減免額	
		免 除	減 額			
29 件	6 件	23 件	23 件	0 件	21,680 円	133,140 円

(ウ) 施設使用料の納付方法の状況

宇ノ気保健福祉センターでは、実績に応じた納付のため、納付書による使用料の後納としている。

エ 高松老人福祉センター・宇ノ気老人福祉センター

(ア) 使用料の概要

老人福祉センターは、本市に居住する老人(以下「高齢者」という。)に対し、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設として、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づき設置された施設である。

高松老人福祉センター内の健康相談室、調理室、娯楽室、機能回復訓練室、集会室について1時間当たりの使用料の単価を定め、使用について許可をした者から使用料を徴収しているが、施設内のイベントの使用のみで外部が利用することはなかった。

また、宇ノ気老人福祉センター内の健康相談室、栄養指導室、生活相談室、教養娯楽室、保健資料室、集会室、陶芸窯室について1時間当たりの使用料の単価を定め、使用について許可をした者から使用料を徴収している。

令和元年度における宇ノ気老人福祉センターの施設使用総数は17件であった。

(イ) 減免の状況

かほく市老人福祉センター条例第10条の規定に基づき使用料を減額することができると定められている。主な免除事由は、市長が特に必要があると認めるときである。

令和元年度における減免の状況は、次の表のとおりである。高松老人福祉センターの利用件数はなく、宇ノ気老人福祉センターは17件で減免の件数は17件(利用総数の100%)、減免額は331,690円であった。

宇ノ気老人福祉センター

施設の 利用件数	有償件数	減免件数		使用料の 収入額	減免額	
		免 除	減 額			
17件	0件	17件	14件	3件	1,950円	331,690円

(ウ) 施設使用料の納付方法の状況

宇ノ気老人福祉センターでは、納付書による使用料の後納はしていない。健康相談室、集会室、栄養指導室、保健資料室の利用は減免対象団体の使用であり、有料の使用は陶芸窯の使用のみである。

オ 市営駐車場(横山駅前駐車場、高松駅前駐車場、宇野気駅西口駐車場、宇野気駅西曙パーク駐車場、七窪駐車場)

(ア) 使用料の概要

市営駐車場は、市街地における良好な環境を保持し、市民生活の利便を図るため設置された施設である。

横山駅前駐車場、高松駅前駐車場、宇野気駅西口駐車場、宇野気駅西曙パーク駐車場、七窪駐車場について、1ヶ月当たりの使用料の単価を定め、使用を許可した者から使用料を徴収している。

令和元年度において、減免申請があったのは横山駅前駐車場のみであった。

なお、市営駐車場の使用料収入額は2,602,200円である。

(イ) 減免の状況

かほく市営駐車場条例第14条の規定に基づき使用料を減額することができることと定められている。主な免除事由は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者が利用するとき。又は、市長が特に必要があると認めるときである。

令和元年度における減免の状況は、次の表のとおりである。

横山駅前駐車場

施設の 利用区画	有償区画	減免区画		使用料の 収入額	減免額
		免 除	減 額		
23 区画	19 区画	4 区画	4 区画	52,500 円	120,000 円

横山駅前駐車場の減免区画数は町会に対する減免4区画(利用総数の19.0%)、減免額は120,000円であった。

宇野気駅西曙パーク駐車場

施設の 利用区画	有償区画	減免区画		使用料の 収入額	減免額
		免 除	減 額		
26 区画	26 区画	0 区画	0 区画	697,500 円	0 円

宇野気駅西曙パーク駐車場(全27区画)の利用区画は26区画、収入額は697,500円であった。

宇野気駅西口駐車場

施設の 利用区画	有償区画	減免区画		使用料の 収入額	減免額
		免 除	減 額		
20 区画	20 区画	0 区画	0 区画	600,000 円	0 円

宇野気駅西口駐車場(全20区画)の利用区画は20区画、収入額は600,000円であった。

高松駅前駐車場

施設の 利用区画	有償区画	減免区画		使用料の 収入額	減免額
		免 除	減 額		
26 区画	26 区画	0 区画	0 区画	896,700 円	0 円

高松駅前駐車場（全 29 区画）の利用区画は 26 区画、収入額は 896,700 円であった。

七窪駐車場

施設の 利用区画	有償区画	減免区画		使用料の 収入額	減免額
		免 除	減 額		
25 区画	25 区画	0 区画	0 区画	355,500 円	0 円

七窪駐車場（全 82 区画）の利用区画は 25 区画、収入額は 355,500 円であった。

(ウ) 施設使用料の納付方法の状況

市営駐車場では、納付書又は銀行口座振替により使用料を納付している。

カ 宇ノ気生涯学習センター、七塚生涯学習センター

(ア) 使用料の概要

生涯学習センターは、市民の生涯学習及び交流の場を提供するとともに、本市における生涯学習の振興を図るため設置された施設である。

宇ノ気生涯学習センター内の軽運動室、展示ホール、視聴覚室、音楽室、会議室、研修室（和室）について 1 時間当たりの使用料の単価を定め、使用について許可をした者から使用料を徴収している。令和元年度における施設の使用総数は 1,938 件であった。

七塚生涯学習センター内の視聴覚講義室、研修室、茶室、和室、第 1 会議室、第 2 会議室、第 3 会議室、陶芸室について 1 時間当たりの使用料の単価を定め、使用について許可をした者から使用料を徴収している。令和元年度における施設の使用総数は 1,392 件であった。

(イ) 減免の状況

かほく市生涯学習センター条例第 9 条の規定に基づき使用料を減額することができるものと定められている。主な免除事由は、市長が特に必要があると認めるときである。

令和元年度における減免の状況は、次の表のとおりである。

宇ノ気生涯学習センター

施設の 利用件数	有償件数	減免件数		使用料の 収入額	減免額	
		免除	減額			
1,938件	236件	1,702件	1,702件	0件	259,900円	4,165,500円

宇ノ気生涯学習センターの減免件数は1,702件（利用総数の87.8%）、減免額は4,165,500円であった。

七塚生涯学習センター

施設の 利用件数	有償件数	減免件数		使用料の 収入額	減免額	
		免除	減額			
1,392件	114件	1,278件	1,278件	0件	313,540円	2,367,520円

七塚生涯学習センターの減免件数は1,278件（利用総数の91.8%）、減免額は2,367,520円であった。

(ウ) 施設使用料の納付方法の状況

宇ノ気生涯学習センター、七塚生涯学習センターでは、納付書による使用料の後納としている。
宇ノ気生涯学習センターについて、2階講習室と3階事務室は生涯学習センター条例に使用料の定めがないにもかかわらず使用料を徴収していた。

キ 石川県西田幾多郎記念哲学館

(ア) 使用料の概要

石川県西田幾多郎記念哲学館は、郷土が生んだ哲学者西田幾多郎の遺徳を顕彰するとともに、哲学に関する情報を集積し、これを発信し、もって哲学の普及及び啓発を図るため、市民の精神修養の場として設置された施設である。

哲学館内の第1研修室、第2研修室、哲学ホール、ホワイエについて1時間当たりの使用料及び1日当たりの使用料の単価を定め、使用について許可をした者から使用料を徴収している。令和元年度における施設の使用総数は113件であった。

(イ) 減免の状況

石川県西田幾多郎記念哲学館条例第13条の規定に基づき使用料を減額することができることと定められている。主な免除事由は、市長が特に必要があると認めるときである。

令和元年度における減免の状況は、次の表のとおりである。減免の件数は26件（利用総数の23.0%）、減免額は1,024,000円であった。

石川県西田幾多郎記念哲学館

施設の 利用件数	有償件数	減免件数		使用料の 収入額	減免額	
		免 除	減 額			
113 件	87 件	26 件	26 件	0 件	894,320 円	1,024,000 円

(ウ) 施設使用料の納付方法の状況

石川県西田幾多郎記念哲学館において施設使用料は前納としており、納付書による使用料の後納はしていない。

ク うみっこらんど七塚

(ア) 使用料の概要

うみっこらんど七塚は、古来の漁業に関する資料及び郷土資料について収集、保管、展示等を行い、これらの資料を永く後世に伝えるとともに、周辺の自然環境との調和を図りながら学習や体験を通し、市民と都市住民との交流を推進する地域拠点として設置された施設である。

うみっこらんど七塚内のバーベキュー場、キャンプ場（フリーサイト、オートサイト）について基本料金及び追加料金を定め、使用について許可をした者から使用料を徴収している。令和元年度における施設の使用総数は1,352件であった。また、施設使用料の収入額は3,027,000円である。

(イ) 減免の状況

かほく市総合交流促進施設条例第13条の規定に基づき使用料を減額することができるものと定められている。主な免除事由は、市長が特に必要があると認めるときである。

令和元年度における利用実績は次の表のとおりである。令和元年度において減免実績はない。

うみっこらんど七塚

施設の 利用件数	有償件数	減免件数		使用料の 収入額	減免額	
		免 除	減 額			
1,352 件	1,352 件	0 件	0 件	0 件	3,027,000 円	0 円

(ウ) 施設使用料の納付方法の状況

うみっこらんど七塚において施設使用料は前納としており、納付書による使用料の後納はしていない。

ケ 学校施設（高松中学校、河北台中学校、宇ノ気中学校、高松小学校、大海小学校、七塚小学校、外日角小学校、宇ノ気小学校、金津小学校）

（ア）使用料の概要

かほく市立学校の施設は、学校教育上支障がないと認められる限り、社会教育その他公共のために利用させることができる。

かほく市立高松中学校、河北台中学校、宇ノ気中学校、高松小学校、大海小学校、七塚小学校、外日角小学校、宇ノ気小学校、金津小学校内の屋外運動場、屋内運動場（河北台中学校、宇ノ気中学校を除く）、校舎（3中学校のみ）、講堂（河北台中学校のみ）について、1回当たりの使用料及び1時間当たりの使用料の単価を定め、使用について許可をした者から使用料を徴収している。令和元年度における施設の使用総数は2,519件であった。

（イ）減免の状況

かほく市立学校施設利用条例第2条の規定に基づき使用料を減額することができるものと定められている。主な免除事由は、市長が特に必要があると認めるときである。

令和元年度における減免の状況は、次の表のとおりである。減免の件数は2,512件（利用総数の99.7%）、減免額は2,793,200円であった。

かほく市立学校施設

施設の 利用件数	有償件数	減免件数		使用料の 収入額	減免額	
		免 除	減 額			
2,519 件	7 件	2,512 件	2,512 件	0 件	793,000 円	2,793,200 円

（ウ）施設使用料の納付方法の状況

学校施設において施設使用料は前納としており、納付書による使用料の後納はしていない。

コ 宇ノ気スポーツセンター

（ア）使用料の概要

宇ノ気スポーツセンターは、市民の体力向上及びスポーツの振興を図るために設置された施設である。

宇ノ気スポーツセンターの体育室について、1時間（回）当たりの使用料を定め、使用について許可をした者から当該額の使用料を徴収している。令和元年度における施設の使用総数は707件であった。すべて減免申請されており、施設使用料の収入はない。

（イ）減免の状況

かほく市体育施設条例第2条の規定に基づき使用料を減額することができるものと定められている。主な免除事由は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者が利用するとき。又は、市長が特に必要があると認めるとき

である。

令和元年度における減免の状況は、次の表のとおりである。減免の件数は707件（利用総数の100.0%）、減免額は936,000円であった。

宇ノ気スポーツセンター

施設の 利用件数	有償件数	減免件数		使用料の 収入額	減免額
		免 除	減 額		
707 件	0 件	707 件	707 件	0 円	936,000 円

(ウ) 施設使用料の納付方法の状況

宇ノ気スポーツセンターにおいて施設使用料は前納としており、納付書による使用料の後納はしていない。

2 物品購入及び保管管理について

全課を対象に物品購入及び保管管理について事前調査及び調書の提出を求めた。調査の結果、18 課中 6 課を監査対象とした。

(1) 監査対象部課

部	課（室）	
総務部	総務課（管財室）	
市民生活部	市民生活課	防災環境対策課
健康福祉部	健康福祉課	
消防本部	消防署	
教育部	生涯学習課	

(2) 調査の対象

- ・ 物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。（特に年度末において当面必要としない物品の購入、変質のおそれのある物品の一時多量購入等はないか。）
- ・ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。
- ・ 物品の現在高は帳簿残高と一致しているか。遊休物品、死蔵物品等はないか。また、管理替え等による有効利用への配慮がなされているか。帳簿外物品はないか。

(3) 調査の対象の概要

監査を実施した 6 課 2 施設での消耗的備品の管理台帳及び管理方法等についての状況は、次のとおりである。

ア 総務部 総務課（管財室）

(ア) 消耗的備品及び管理台帳の概要

総務課（管財室）では、エコロック、コピー用紙、ごみ袋、ガバットファイル、封筒、蛍光灯、トイレットペーパーを一括購入し受入、各課が指定場所より、紙の管理台帳に記入し払出ししている。

(イ) 管理・確認の状況

確認方法としては、月末に管理台帳と残数を確認している。必要に応じ追加発注を行っている。

イ 市民生活部 市民生活課

(ア) 消耗的備品及び管理台帳の概要

市民生活課では、戸籍・住民票・印鑑登録証明書用の偽造防止用紙を一括購入し受入、市民生活課及び高松・七塚サービスセンターでの証明書用として使用している。また、税務課での偽造防止用紙としても利用され、紙の管理台帳に記入し必要部数を払出ししている。

(イ) 管理・確認の状況

確認方法としては、課長が管理者として全体を管理し、必要に応じその都度担当者が在庫確認を行っている。

ウ 市民生活部 防災環境対策課

(ア) 消耗的備品及び管理台帳の概要

防災環境対策課では、不法投棄禁止看板、不法投棄禁止シール、ペットの糞看板、ペットのマナーシール、熊出没注意看板、支柱杭、カラスネット、資源回収袋、資源回収袋用枠、鑑札（ペット用）を購入し、受入・払出し時に紙の管理台帳に記入して管理している。

(イ) 管理・確認の状況

確認方法としては、物品取扱員が不定期に確認をしている。

エ 健康福祉部 健康福祉課

(ア) 消耗的備品及び管理台帳の概要

健康福祉課では、市役所と施設が別の宇ノ気保健福祉センターであるため、総務課（管財室）で購入したコピー用紙を使用するのではなく、健康福祉課のみで一括購入し受入、使用している。紙の管理台帳に記入し払出ししている。

また、母子手帳等の印刷分も管理しているが、制度改正の頻度が多く、毎年更新を行っており、管理台帳での管理はしていない。

(イ) 管理・確認の状況

確認方法としては、課長が管理者として全体を管理し、月末に担当者が在庫確認を行っている。

オ 消防本部 消防署

(ア) 消耗的備品及び管理台帳の概要

消防署では、消防用ホース・ボンベ（空気・酸素・炭酸ガス）の充填に関する管理台帳及び適時に実施しているボンベの耐圧試験記録をエクセルで管理記入している。

※充填（じゅうてん）とは、容器に中身を詰めること。空気充填。

(イ) 管理・確認の状況

確認方法としては、消防署長が管理者として全体を管理し、使用後に担当者が残量等を確認している。

カ 教育部 生涯学習課

(ア) 消耗的備品及び管理台帳の概要

生涯学習課では、消耗的備品として、蛍光灯、電球、電子点灯管、コード用ソケットを購入し、受入・払出し時に管理台帳に記入して管理している。

(イ) 管理・確認の状況

確認方法としては、物品取扱員が不定期に確認をしている。

キ 教育部 生涯学習課 かほく市立図書館

(ア) 消耗的備品及び管理台帳の概要

かほく市立図書館では、図書利用券を作成し、受入・払出し時に管理台帳に記入して管理している。

(イ) 管理・確認の状況

確認方法としては、物品取扱員が月末に確認をしている。

ク 教育部 生涯学習課 石川県西田幾多郎記念哲学館

(ア) 消耗的備品及び管理台帳の概要

石川県西田幾多郎記念哲学館では、記念館専用グッズや発行印刷物並びに市販の専門文献等を購入し、受入・払出し時に管理台帳に記入して管理している。

(イ) 管理・確認の状況

確認方法としては、課長及び物品取扱員が半年に1回残量等を確認している。

3 土地・建物の賃貸借契約及び料金の算定方法について

全課を対象に土地・建物の賃貸借契約（使用許可）について事前調査及び調書の提出を求めた。調査の結果、18 課中 14 課を監査対象とした。

(1) 監査対象部課

部	課（室）		
総務部	総務課（管財室）	高松サービスセンター	七塚サービスセンター
市民生活部	防災環境対策課	子育て支援課	
健康福祉部	長寿介護課	健康福祉課	
産業建設部	都市建設課	産業振興課	上下水道課
消防本部	消防課		
教育部	学校教育課	生涯学習課	スポーツ文化課

(2) 調査の対象

市が契約（使用許可）により貸付け及び借受けを行っている土地・建物で、貸付けは、市有財産表(令和元年度末現在)に掲載されている行政財産・普通財産を、借受けは、令和元年度末現在で借り受けている民有地等の財産を対象とする。

なお、貸付け及び借受けともに、有償・無償を問わない。

(3) 地方自治法における普通財産と行政財産の定義等

ア 行政財産とは

(ア) 市において公用又は公共用に供し、または供することを決定した財産をいう。

- ・ 公用財産（市が直接使用する財産）・・・庁舎，消防施設など
- ・ 公共用財産（市民が共同利用する財産）・・・学校，図書館，公民館，公営住宅，公園など

(イ) 一部の場合を除き，原則，『貸し付け・交換・売り払い・譲与・出資の目的とすること・信託すること・私権を設定すること』ができず，これに違反する行為は無効となる。【地方自治法第 238 条の 4】

(ウ) 行政財産については担当各課がそれぞれ管理している。

イ 普通財産とは

(ア) 行政財産以外の公有財産です。【地方自治法第 238 条の 3】

(イ) 『貸し付け・交換・売り払い・譲与・出資の目的とすること・信託すること（土地）・私権を設定すること』ができる。【地方自治法第 238 条の 5】主として「経済的価値の発揮」を目的としており、経済的価値を保全発揮することによって、間接的に市の行政に貢献させるため、管理処分されるべき性質のものとされている。

(ウ) 普通財産については、総務課（管財室）が管理している。

(4) 事務手続

行政・普通財産の貸付及び私有・国有等の財産（土地・建物）の借受けに係る事務手続は、それぞれ次のとおりである。

ア 公有財産（土地・建物）の貸付の場合

行政財産…公用または公共用財産

- (ア) 申請者から行政財産使用許可申請書（財務規則様式第 87 号）の提出
 - ・ 使用期間の更新の場合は行政財産使用許可更新申請書（財務規則様式第 88 号）
- (イ) 市有財産貸付事務処理要領に基づき貸付料算定のうえ、許可の決裁
 - ・ 必要に応じて各課合議
 - ・ 「かほく市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」の免除規定に該当する場合は、
①の申請書と併せて貸付料免除申請書を提出してもらい決裁
 - ・ 許可期間は財務規則第 217 条の規定により原則 1 年以内
- (ウ) 行政財産使用許可書（財務規則様式第 89 号）の交付
 - ・ 有償の場合は納付書も発送。ただし更新に係るものの納付書は新年度に入ってから発送。

普通財産…行政財産以外の公有財産

- (ア) 申請者から普通財産借受申請書（財務規則様式第 91 号）の提出
 - ・ 使用期間の更新の場合は普通財産借受更新申請書（財務規則様式第 92 号）
- (イ) 市有財産貸付事務処理要領に基づき貸付料算定のうえ、許可の決裁
 - ・ 貸付期間は財務規則第 227 条の規定により 10 年以内となっているが、運用として 3 年以内としている。
- (ウ) 普通財産使用承認書を交付
 - ・ 有償の場合は納付書も発送。ただし更新に係るものの納付書は新年度に入ってから発送。

イ 公有財産（土地・建物）の借受の場合

- (ア) 所管課にて私有・国有地等の借受けに係る起案文書の回覧
 - ・ 総務課（管財室）の合議
- (イ) 所管課にて借受けが決定後、所管課と相手方において借受契約の締結

(5) 貸付の状況

ア 所管課別の状況

行政財産と普通財産（土地・建物）の貸付件数を所管課別にみた状況は、次のとおりである。

(ア) 行政財産

監査対象課		土 地				建 物		合 計	
		件数 (件)	面積 (㎡)	支柱 支線 の件数		件数 (件)	延床 面積 (㎡)	件数 (件)	支柱 支線 (本)
				(件)	(本)				
総務部	総務課(管財室)	10	16,357.90	10	26	11	122.30	31	26
	高松サービスセンター	2	3.24	—	—	5	584.58	7	—
	七塚サービスセンター	—	—	—	—	5	636.03	5	—
市民生活部	子育て支援課	—	—	8	17	—	—	8	17
健康福祉部	長寿介護課	—	—	2	3	2	2.25	4	3
産業建設部	都市建設課	5	5.40	11	12	—	—	16	12
	産業振興課	5	12.6	8	20	—	—	13	20
	上下水道課	6	504.29	7	7	1	49.72	14	7
教育部	スポーツ文化課	6	33.90	4	10	21	486.50	31	10
合計		34	16,917.33	50	95	45	1,881.38	129	95

(イ) 普通財産

監査対象課		土 地				建 物		合 計	
		件数 (件)	面積 (㎡)	支柱 支線 の件数		件数 (件)	延床 面積 (㎡)	件数 (件)	支柱 支線 (本)
				(件)	(本)				
総務部	総務課(管財室)	52	29,210.18	47	104	9	1,455.36	108	104
市民生活部	子育て支援課	1	5,890.13	—	—	1	1,516.07	2	—
健康福祉部	健康福祉課	—	—	—	—	1	448.86	1	—
合計		53	35,100.31	47	104	11	3,420.29	111	104

行政財産と普通財産の土地及び建物の合計 240 件のうち、総務課（管財室）が 139 件（57.9%）、次いでスポーツ文化課 31 件（12.9%）となっている。

なお、貸付件数は契約件数であり、同一の契約において土地と建物が存在する場合、土地、建物それぞれを件数に入れて集計した。

イ 使用目的及び貸付先

行政財産と普通財産（土地・建物）の使用目的及び貸付先ごとの貸付状況は、次のとおりである。

(ア) 行政財産

使用目的ごとの貸付け状況は、次のとおりである。

使用目的	土地			建物		合計 (件数)
	件数 (件)	面積 (㎡)	支線 (本)	件数 (件)	面積 (㎡)	
保育施設・高齢者施設	—	—	—	—	—	—
コミュニティ施設等 (防災倉庫、墓地等を含む。)	17	110.10	—	—	—	17
公共施設 (観光施設、公園等)	6	33.90	—	25	578.63	31
電気通信設備等	53	3.61	95	—	—	53
その他 (駐車場、住宅敷地、道路敷地等)	8	16,769.72	—	20	1,302.75	28
合計	84	16,917.33	95	45	1,881.38	129

この状況をみると、「電気通信設備等」の貸付件数が53件(41.1%)と最も多くなっている。

また、貸付先（契約の相手方）の状況は、次のとおりである。

貸付先	土地			建物		合計 (件数)
	件数 (件)	面積 (㎡)	支線 (本)	件数 (件)	面積 (㎡)	
国・地方公共団体	3	7.40	—	4	92.15	7
社会福祉法人	—	—	—	1	274.20	1
公益財団法人・一般財団法人	—	—	—	1	106.26	1
公益社団法人・一般社団法人	—	—	—	3	210.03	3
その他各種法人 (管理組合、協同組合、協会)	2	28.50	—	22	772.43	24
町会・区	21	498.50	—	1	219.00	22
民間企業 (電力会社、電信電話会社等)	57	16,354.14	95	11	34.76	68
個人	1	28.79	—	2	172.60	3
合計	84	16,917.33	95	45	1,881.38	129

この状況をみると、「民間企業（電力会社、電信電話会社等）」を相手とする貸付が68件(52.7%)と最も多く、次いで「その他各種法人（管理組合、協同組合、協会）」が24件(18.6%)となっている。

なお、土地の貸付面積では、「民間企業」を相手とする貸付が 16,354.14 m²と全面積の 96.7%を占めており、そのほとんどが太陽光発電事業の貸付である。建物の貸付面積では、「その他各種法人」を相手とする貸付が 772.43 m²と全面積の 41.1%を占めており、体育館等の貸付である。

(イ) 普通財産

使用目的ごとの貸付け状況は、次のとおりである。

使用目的	土地			建物		合計 (件数)
	件数 (件)	面積 (m ²)	支線 (本)	件数 (件)	面積 (m ²)	
保育施設・高齢者施設	2	7,534.03	—	5	3,014.67	7
コミュニティ施設等 (防災倉庫、墓地等を含む。)	19	2,830.00	—	—	—	19
公共施設 (観光施設、公園、交番等敷地等)	4	1,128.30	—	—	—	4
電気通信設備等	52	133.38	104	1	1	53
その他 (駐車場、住宅敷地、道路敷地等)	23	23,474.60	—	5	404.62	28
合計	100	35,100.31	104	11	3,420.29	111

この状況をみると、「電気通信設備等」の貸付件数が 53 件 (47.7%) と最も多くなっている。

また、貸付先 (契約の相手方) の状況は、次のとおりである。

貸付先	土地			建物		合計 (件数)
	件数 (件)	面積 (m ²)	支線 (本)	件数 (件)	面積 (m ²)	
国・地方公共団体	7	4,864.23	—	—	—	7
社会福祉法人	1	1,643.90	—	3	1,430.47	4
公益財団法人・一般財団法人	—	—	—	1	138.35	1
公益社団法人・一般社団法人	—	—	—	1	149.00	1
その他各種法人 (管理組合、協同組合、協会)	4	6,058.92	—	2	1,563.98	6
町会・区	19	1,762.00	—	2	137.49	21
民間企業 (電力会社、電信電話会社等)	59	19,674.12	104	2	1.00	61
個人	10	1,097.14	—	—	—	10
合計	100	35,100.31	104	11	3,420.29	111

この状況をみると、「民間企業 (電力会社、電信電話会社等)」を相手とする貸付が 61 件 (55.0%) と最も多く、次いで、「町会・区」が 21 件 (18.9%) となっている。

なお、土地の貸付面積では、「民間企業」を相手とする貸付が 19,674.12 m²と全面積の 56.0%を占めており、主に民間企業の事務所、店舗等の貸付である。建物の貸付面積では、「その他各種法人」を相手とする貸付が 1,563.98 m²と全面積の 45.7%を占めており、主に保育施設の貸付である。

ウ 貸付期間

行政財産と普通財産（土地・建物）の使用目的ごとの貸付期間は、次のとおりである。

なお、貸付期間は、契約書に明記された契約期間ではなく、貸付の開始から令和元年度末までの、通算の貸付年数を表している。

(ア) 行政財産

貸付先		貸付期間						合計 (件数)
		5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上	不明	
国	土地	2			1			3
	建物	4						4
社会福祉法人	土地							0
	建物			1				1
公益財団法人 一般財団法人	土地							0
	建物					1		1
公益社団法人 一般社団法人	土地							0
	建物	1	1		1			3
その他 各種法人	土地		1	1				2
	建物	5	6	8	1	1	1	22
町会・区	土地	13	3	5				21
	建物					1		1
民間企業	土地	36	3	6	1		11	57
	建物	9	1		1			11
個人	土地		1					1
	建物	1	1					2
合計		71	17	21	5	3	12	129

この状況をみると、全 129 件のうち 71 件（55.0%）が 5 年未満の貸付であり、主に「民間企業」への土地の貸付となっている。次いで、10 年以上 20 年未満が 21 件（16.3%）、5 年以上 10 年未満が 17 件（13.2%）であり、主に「その他各種法人」への土地及び建物の貸付となっている。

(イ) 普通財産

貸付先		貸付期間		10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上	不明	合計 (件数)
		5年未満	5年以上 10年未満					
国	土地	6	1					7
	建物							0
地方公共団体	土地		1					1
	建物	2	1					3
社会福祉法人	土地							0
	建物	1						1
公益財団法人	土地							0
	建物	1						1
一般財団法人	土地							0
	建物	1						1
公益社団法人	土地							0
	建物	1						1
一般社団法人	土地	2	1				1	4
	建物	1	1					2
その他 各種法人	土地	14	3	1			1	19
	建物	2						2
町会・区	土地	47	10	2				59
	建物	2						2
民間企業	土地	2	2	3	1		2	10
	建物							0
個人		80	20	6	1	0	4	111
合計								

この状況を見ると、全111件のうち80件(72.1%)が5年未満の貸付であり、主に「民間企業」への土地の貸付となっている。次いで、5年以上10年未満が20件(18.0%)であり、主に「民間企業」への土地の貸付となっている。

エ 貸付料

行政財産と普通財産(土地・建物)の使用目的ごとの貸付料の状況は、次のとおりである。

(ア) 行政財産

使用目的	貸付料	有 償		減 額		無 償		合計 (件数)
		土地	建物	土地	建物	土地	建物	
保育施設・高齢者施設		—	—	—	—	—	1	1
コミュニティ施設等		3	1	—	—	15	—	19
公共施設		—	3	—	—	4	20	27
電気通信設備等		29	—	—	—	25	—	54
その他		3	10	—	—	5	10	28
合計		35	14	0	0	49	31	129

この状況をみると、全129件のうち、有償貸付が49件（38.0%）、無償貸付が80件（62.0%）となっている。有償貸付のうち、主な使用目的は「電気通信設備等」が29件（59.2%）であり、無償貸付のうち、主な使用目的は「電気通信設備等」が25件（31.3%）、次いで「公共施設」が24件（30.0%）である。

(イ) 普通財産

使用目的	貸付料		有 償		減 額		無 償		合計 (件数)
	土地	建物	土地	建物	土地	建物	土地	建物	
保育施設・高齢者施設	—	2	—	—	2	3			7
コミュニティ施設等	—	—	—	—	19	—			19
公共施設	4	—	—	—	—	—			4
電気通信設備等	40	1	—	—	12	—			53
その他	20	5	—	—	3	—			28
合計	64	8	0	0	36	3			111

この状況をみると、全111件のうち、有償貸付が72件（64.9%）、無償貸付が39件（35.1%）となっている。有償貸付のうち、主な使用目的は「電気通信設備等」で41件（56.9%）である。

(ウ) 算定方法

- a. 当該条例・条例規則に定められる金額
- b. 合併以前から使用しているものに対しては、同等の金額で許可・承認している。
- c. 平成19年6月1日以降に貸付している者に対しては、市有財産貸付事務処理要領に基づき料金を算定している。又、貸付料の改定は、原則3年毎としている。

オ 無償・減額貸付の根拠

市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条によると、普通財産は次のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができるとしている。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業に供するとき（同条第1項第1号）
- (2) 地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付けを受けた者が、該当財産を使用の目的に供し難いと認めるとき（同条第1項第2項）

また、行政財産は、次のように規定されている。

- (1) 行政財産である土地は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項の規定により、他の地方公共団体又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第169条の2各号に掲げるもの（特別の法律により設立された法人で国又は普通地方公共団体において出資しているものうち、総務大臣が指定するもの等）に対し貸し付けるときは、無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる（第4条の2第1項）
- (2) 行政財産である土地は、地方自治法第238条の4第2項の規定により、他の地方公共団体その他公共団体に対し、私権を設定するとき、無償又は時価よりも低い価格でこれに私権を設定する

ことができる。(第4条の2第2項)

無償貸付(119件)について、無償貸付とする根拠を使用目的ごとにみた状況は、次のとおりである。

無償貸付の根拠	使用目的	保育施設・高齢者施設	コミュニティ施設等	公共施設	電気通信設備等	その他	合計(件数)
市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1項第1号		1	—	—	1	—	2
第4条第1項第2号		—	—	—	—	—	—
第4条の2第1項		—	5	1	7	4	17
第4条の2第2項		—	7	—	2	—	9
その他		—	—	—	3	—	3
不明		5	22	23	24	14	88
合計		6	34	24	37	18	119

無償とする根拠が不明なものは88件(73.9%)あった。

カ 貸付財産の売払いに係る検討等

行政・普通財産(土地・建物)の売払いに係る検討及び貸付先(契約相手方)との交渉の状況をみると、すべての貸付契約において、検討及び交渉はされていなかった。

(6) 借受けの状況

ア 所管課別の状況

借受財産の件数を所管課ごとにみた状況は、次のとおりである。

(ア) 有償

監査対象課		土 地		建 物		合計 (件数)
		件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	延床 面積 (㎡)	
総務部	総務課(管財室)	7	25,920.90	—	—	7
市民生活部	防災環境対策課	2	6.00	—	—	2
	子育て支援課	5	1,441.00	2	326.09	7
健康福祉部	健康福祉課	1	2,623.97	—	—	1
産業建設部	都市建設課	4	1,336.36	—	—	4
	産業振興課	4	2,570.24	—	—	4
	上下水道課	16	310.24	2	89.37	18
消防本部	消防署	1	317.72	—	—	1
教育部	学校教育課	4	3,307.18	—	—	4
	生涯学習課	3	26,655.35	—	—	3
	スポーツ文化課	10	25,002.46	—	—	10
合計		57	89,491.42	4	415.46	61

この状況を見ると、土地及び建物の合計 61 件のうち、上下水道課が借受けを行っている財産が 18 件 (29.5%) と最も多く、次いで、スポーツ文化課が 10 件 (16.4%) となっている。

上下水道課が借受けを行っている財産は、配水管や雨水管路等の施設用地のための敷地であり、スポーツ文化課は、主に体育館用地のための敷地である。

(イ) 無償

監査対象課		土 地		建 物		合計 (件数)
		件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	延床 面積 (㎡)	
健康福祉部	健康福祉課	1	2176.67	—	—	1
産業建設部	都市建設課	5	10952.27	—	—	5
	産業振興課	4	955.00	—	—	4
教育部	生涯学習課	—	—	1	2,983.90	1
合計		10	14,083.94	1	2,983.90	11

この状況を見ると、土地及び建物の合計 11 件のうち、都市建設課が借受けを行っている件数が 5 件

(45.5%) と最も多く、次いで、産業振興課が4件(36.4%)となっている。

都市建設課が借受けを行っている財産は、主に配水管及び道路施設のための敷地であり、産業振興課は、バス停留所や駐輪場、観光案内看板のための敷地である。

イ 使用目的及び借受先

借受け財産(土地・建物)の使用目的ごとの借受状況は、次のとおりである。

使用目的	土地		建物		合計 (件数)
	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)	
駐車場・駐輪場用地	10	7,246.24	—	—	10
公共施設用地	11	51,169.90	1	2,983.90	12
学校用地	2	3,248.18	—	—	2
児童館用地	1	907.00	2	326.09	3
福祉施設用地	2	4,800.64	—	—	2
公園用地	5	4,245.00	—	—	5
防災・防犯カメラ用地	4	368.52	—	—	4
調整池用地	1	1,277.00	—	—	1
給水・排水路用地	23	548.57	—	—	23
道路施設用地	7	10,834.27	—	—	7
その他	1	18,930.04	2	89.37	3
合計	67	103,575.36	5	3,399.36	72

この状況を見ると、「給水・排水路用地」の敷地が23件(31.9%)と最も多く、次いで「公共施設用地」の敷地が12件(16.7%)となっている。

なお、公共施設用地には、うみっころんど七塚、石川県西田幾多郎記念哲学館等の博物館用地、体育館用地等が含まれている。

また、借受先（契約の相手方）の状況は、次のとおりである。

借 受 先	土 地		建 物		合計 (件数)
	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)	
国・地方公共団体	1	2,176.67	3	3,073.27	4
町会・区	6	47,293.47	1	159.69	7
民間企業 (電力会社、電信電話会社等)	19	12,124.60	—	—	19
個人	41	41,980.62	1	166.40	42
合計	67	103,575.36	5	3,399.36	72

この状況を見ると、「個人」が所有している土地を借り受けているものが42件（58.3%）と最も多く、次いで、「民間企業」が所有している土地を借り受けているものが19件（26.4%）となっている。

ウ 借受期間

民有、国有等の財産（土地・建物）の借受けにおける借受先ごとの借受期間は、次のとおりである。

なお、貸付期間は、契約書に明記された契約期間ではなく、貸付の開始から令和元年度末までの、通算の貸付年数を表している。

借受先		借受期間								合計 (件数)
		1年 未満	3年 未満	5年 未満	5年 以上 10年 未満	10年 以上 20年 未満	20年 以上 30年 未満	30年 以上	不明	
国	土地					1				1
	建物				2	1				3
町会・区	土地					2	1	2	1	6
	建物		1							1
民間企業	土地	1		3		2	2	1	10	19
	建物									0
個人	土地	4	3	2	2	8	4	14	4	41
	建物				1					1
合計		5	4	5	5	14	7	17	15	72

この状況を見ると、土地・建物の合計72件のうち、借受期間が30年以上のものが17件（23.6%）と最も多く、これらは主に公園施設や体育施設等の公共施設の敷地として借受けを行っているものである。次いで、いつから借りているか不明なものが15件（20.8%）、借受期間が10年以上20年未満のものが14件（19.4%）となっている。

エ 借受料

(ア) 民有、国有等の財産(土地・建物)の借受けにおける使用目的ごとの借受料は、次のとおりである。

借受料 使用目的	有 償		減 額		無 償		合計 (件数)
	土地	建物	土地	建物	土地	建物	
駐車場・駐輪場用地	9	—	—	—	1	—	10
公共施設用地	11	—	—	—	—	1	12
学校用地	2	—	—	—	—	—	2
児童館用地	1	2	—	—	—	—	3
福祉施設用地	1	—	—	—	1	—	2
公園用地	5	—	—	—	—	—	5
防災・防犯カメラ用地	4	—	—	—	—	—	4
調整池用地	1	—	—	—	—	—	1
給水・排水路用地	21	—	—	—	2	—	23
道路施設用地	2	—	—	—	5	—	7
その他	1	2	—	—	—	—	3
合計	58	4	0	0	9	1	72

この状況を見ると、全72件のうち、有償62件(86.1%)、無償が10件(13.9%)となっている。有償貸付のうち、主な使用目的は「給水・排水路用地」が21件(33.9%)であり、無償貸付のうち、主な使用目的は「道路施設用地」が5件(50.0%)である。

(イ) 算定方法

- a. 相手方の基準算定による金額(国・県・地方公共団体等)
- b. 合併前に契約締結しているものについては、同額で契約している。
- c. 近隣の類似評価を参考とした金額

オ 購入に係る検討等

借受けを行っている民有、国有等の財産(土地・建物)の取得に係る検討及び交渉の状況を見ると、すべての貸付契約において、検討及び交渉はされていなかった。

第9 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

- 1 施設使用料の減免申請と納付方法について
概ね適正に執行されていた。
- 2 物品購入及び保管管理について
概ね適正に執行されていた。

3 土地・建物の賃貸借契約及び料金の算定方法について

概ね適正に執行されていたが、公の施設の底地である民地については買取り又は、借地権の設定等安定的な行政執行を確保するための努力が求められる。

第10 まとめ

今回の監査では、土地・建物の借受け又は貸付けが経済性も含め適正に処理されているか、特に合併前の借受け又は貸付けが適正な検証のうえ更新されているかを主眼として実施した。

(1) 土地・建物の借受けについて（意見）

現在、かほく市が民間から借受けている主たる土地は次のとおりである。

番号	施設名	区分	借受先	面積 (㎡)	単価 (円/㎡)	年間	借受	借上	検討・		借受の 経緯
						借上料 (千円) ①	通算 (年) ②	累計 (千円) ①×②	交渉		
1	七窪職員駐車場	土地	個人 (3人)	3,961							
2	七窪調整池	〃	個人 (1人)	1,277							
3	金津児童館等	〃	個人 (1人)	1,916							
4	宇ノ気保健 福祉センター	〃	個人 (1人)	2,623							
5	高松駅前駐車場	〃	個人 (3人)	1,539							
6	宇ノ気小学校	〃	個人 (2人)	3,248							
7	宇野気公民館	〃	個人 (1人)	1,108							
8	うみっこらんど 七塚	〃	区	25,338							
9	寸心園	〃	個人 (1人)	207							
合計											

これらはいずれも、七窪職員駐車場用地及び七窪調整池を除き、平成16年のかほく市合併以前から借受けているもので、当初から所有者に売買の意思がなく、止むを得ず借地の上に公共の施設を建てたものである。

行政財産（建物）の底地が借地である場合、次のようなリスクが考えられる。

- ア 土地所有者の所有権行使により、永続的行政執行に支障をきたすリスクがある。
- イ 長期にわたる借受けで、借上げ累計が高額となり、経済性を損なうリスクがある。
- ウ 土地所有者の高齢化から、将来の相続により借受先が不安定となるリスクがある。

以上のことから、公の施設の底地を借上げしている施設については、できる限り買取りや、借地権の設定などに向けて粘り強い交渉に努められたい。